

## 第2 アメリカ合衆国における少数言語者対策

### 1 アメリカ合衆国における犯罪発生状況

#### (1) 序

アメリカ合衆国（以下、本文では「アメリカ」と略す）は連邦制国家であり、それぞれの州が固有の刑事管轄権を保有する一方で、連邦も連邦法に基づく管轄権を有する。歴史的背景の違いにより、州ごとに刑事法制や訴訟手続きの実務に若干の差異がある。また、法執行機関も、連邦機関から州・郡の警察、市警察などアメリカ全土で1万6千を越える組織があり、法執行の実務も様々である。

したがって、アメリカの少数言語対策を一概に論ずることは難しく、本稿では、連邦裁判所での実務に一部言及しながら、原則としてワシントン州裁判所管内を中心に説明する。また、一部の記述は関係機関からの聞き取り調査に依拠しており、資料による裏付けなど科学的検証に欠ける点もあることを付言しておく。

#### (2) 全般的な犯罪発生状況

アメリカでは、ほとんどすべての法執行機関がFBIの統一犯罪通報制度（the FBI's Uniform Crime Reporting Program）を採用しているが、同通報制度に基づくアメリカの全般的な犯罪発生状況及び人口10万人当たりの犯罪発生率の推移は、それぞれ表1及び表2のとおりである。

FBIの犯罪統計は、謀殺（murder）、力づくでの強姦（forcible rape）、強盗（robbery）、加重暴行（aggravated assault）、侵入盗（burglary）、窃盗（larceny, theft）及び自動車盗（motor vehicle theft）の7つの指標犯罪（Index Crimes）に限定されており、その他の犯罪や外国人被疑者の犯罪発生状況に関する全国的な統計はない。

1986年以降10年間の発生件数及び発生率を概観すると、91年をピークに発生件数及び発生率とも毎年1%から4%の幅で減少し、95年までの4年間では発生件数が7%、発生率が11%減少した。

また、95年の状況を10年前と比べると、発生件数で約5%増加しているが、逆に発生率では約4%減少している。

表1 アメリカにおける犯罪発生件数の推移

(単位は千、但し殺人、強姦については実数である。)

年度	合計	殺人	強姦	強盗	加重暴行	侵入盗	窃盗	自動車盗
1986	13,211	20,610	91,460	542	834	3,241	7,257	1,224
1987	13,508	20,100	91,110	517	855	3,236	7,499	1,288
1988	13,923	20,680	92,490	542	910	3,218	7,705	1,432
1989	14,251	21,500	94,500	578	951	3,168	7,872	1,564
1990	14,475	23,440	102,560	639	1,054	3,073	7,945	1,635
1991	14,872	24,700	106,590	687	1,092	3,157	8,142	1,661
1992	14,438	23,760	109,060	672	1,126	2,979	7,915	1,610
1993	14,114	24,530	106,010	659	1,135	2,834	7,820	1,563
1994	13,989	23,330	102,220	618	1,113	2,712	7,879	1,539
1995	13,867	21,600	97,460	580	1,099	2,595	8,000	1,472

表2 アメリカにおける犯罪発生率の推移

年度	合計	殺人	強姦	強盗	加重暴行	侵入盗	窃盗	自動車盗
1986	5,480	8.5	37.9	225	346	1,344	3,010	508
1987	5,550	8.3	37.4	212	351	1,329	3,081	529
1988	5,664	8.4	37.6	220	370	1,309	3,134	582
1989	5,741	8.7	38.1	233	383	1,276	3,171	630
1990	5,820	9.4	41.2	257	424	1,235	3,194	657
1991	5,897	9.8	42.3	272	433	1,252	3,228	658
1992	5,660	9.3	42.8	263	441	1,168	3,103	631
1993	5,484	9.5	41.1	255	440	1,099	3,032	606
1994	5,373	9.0	39.3	237	427	1,042	3,026	591
1995	5,277	8.2	37.1	220	418	987	3,044	560

(注1) アメリカの犯罪発生状況を概観する手段としては、上記FBIの犯罪通報制度のほか、司法省国勢調査局 (THE CENSUS BUREAU) による犯罪被害調査 (the National Crime Victimization Survey) の結果が参考になる。

これは、警察に認知された主要犯罪の統計であるFBI資料と異なり、9万4千人を対象に実際の犯罪被害実態を調査したものであるが、この報告も、アメリカ国内における犯罪発生件数がここ数年減少傾向にあることを示している。1996年中の身体犯の犯罪率は対前年比で10%減少し、財産犯の犯罪率も8%減少した。特に、強姦が対前年比で43%減、自動車盗が21%減と大幅な減少を示している。

### (3) シアトルにおける犯罪発生状況

シアトル市警察の1996年犯罪統計に基づく過去10年間の犯罪発生状況及び人口10万人当たりの犯罪発生率の推移は、それぞれ表3及び表4のとおりである。これからみると、発生件数・発生率とも全体として漸減し、連邦とほぼ同様の傾向を示している。

1987年以降の10年間で発生件数が24%、発生率では30%の減少となっているが、とりわけ侵入盗は半減しており、これが全体の発生減に大きく寄与している。

1995年のシアトル市の犯罪発生率は、指標犯罪全体で10,420件となっており、連邦の5,277件に比べて2倍近い件数となっている。身体犯では連邦の683件に対して922件(1.35倍)、財産犯では連邦の4,591件に対して9,498件(2.07倍)となっており、特に財産犯の多発が顕著である。

連邦と同様にシアトル市警察管内においても、外国人被疑者にかかる犯罪発生状況の統計はない。しかし、シアトル市が歴史的にアジア系移民の多い地域であること、太平洋に面する天然の良港を有し海上輸送の拠点となっていること、更にはカナダ国境に面し、麻薬密輸等の中継地となっていることなどから、従来から外国人や外国人犯罪組織・グループによる犯罪は相当多数発生しているようである。

特に近年では、東欧諸国やロシアからの流入及びアジアからの移民人口が増加しているため、ロシア・マフィア等による殺人、自動車盗事件、カンボジア、ラオス、ベトナム等のアジア系ギャング・グループによる各種犯罪、更にはメキシコなど南米系住民による麻薬事犯等が多発し、問題化している。また、若者による麻薬の乱用も多く、殺人等凶悪事件の6割から7割が麻薬又はアルコール絡みと推定されている。

ちなみにシアトル市警察ギャング・ユニットの資料によると、1997年中にアジア系ギャング・グループが関与したと見られる犯罪は750件余も発生し、罪種的には殺人、強盗、強姦、傷害、窃盗、あるいは麻薬事犯など多岐にわたる。

表3 シアトル市警察管内における犯罪発生件数の推移

年度	合計	殺人	強姦	強盗	加重暴行	侵入盗	非侵入盗	自動車盗
1987	72,937	54	465	2,959	3,618	17,254	43,586	5,001
1988	72,694	56	439	2,709	3,675	16,880	43,196	5,739
1989	66,396	38	478	2,448	3,914	14,162	39,540	5,816
1990	65,053	53	481	2,695	4,551	11,181	39,522	6,570
1991	65,203	43	398	2,761	4,017	10,640	40,502	6,842
1992	65,400	60	353	2,577	4,337	9,250	41,125	7,698
1993	62,736	67	357	2,676	4,349	9,252	39,216	6,819
1994	57,905	69	318	2,536	3,615	8,186	36,758	6,423
1995	55,526	47	260	2,212	2,392	7,695	35,976	6,944
1996	55,638	37	263	1,963	2,282	7,855	36,883	6,355

表4 シアトル市警察管内における犯罪発生率の推移

年度	合計	殺人	強姦	強盗	加重暴行	侵入盗	非侵入盗	自動車盗
1987	14,846	10.9	94.7	602	736	3,512	8,872	1,018
1988	14,758	11.3	88.5	546	741	3,403	8,811	1,157
1989	13,353	7.6	96.1	492	787	2,848	7,952	1,170
1990	12,572	10.2	93.2	522	855	2,165	7,655	1,272
1991	12,587	8.3	76.8	533	775	2,054	7,819	1,321
1992	12,523	11.5	67.6	494	825	1,772	7,878	1,475
1993	11,883	12.7	67.7	507	820	1,753	7,431	1,292
1994	10,896	13.0	59.8	477	680	1,540	6,917	1,209
1995	10,420	8.8	48.8	415	449	1,444	6,751	1,303
1996	10,405	6.9	49.2	367	427	1,469	6,898	1,188

## 2 連邦レベルにおける通訳人問題

### (1) 序

日本と同様にアメリカにおいても、自国民と外国人との間で刑事訴訟手続きに差があるわけではなく、外国人であることをもって、特別の法が適用されるということはない。

外国人の場合には、英語を十分理解できない者が多いことから、通常では刑事訴訟手続きの各段階で通訳が付けられるが、自国民であっても英語能力に問題がある場合は、通訳が付けられるのが原則である。これは聾啞者に対しても同様であって、基本的には憲法に基づく被疑者・被告人の権利保障に起因する問題としてとらえられ、外国人か否かにかかわるものではない。

したがって、ここでは特に外国人という観点からではなく、通訳に関する法規制とその実情等について説明する。

## (2) 法廷通訳人制度

アメリカは歴史的に移民国家であり、現在も世界各国から大量の移民が流入し、いわゆる「人種のるつぼ」あるいは「モザイク文化」を構成している。英語を母国語としない国民も高い比率を占め、政治、経済、司法、教育など社会のあらゆる領域で人種・文化の違いによる軋轢が頻繁に発生してきた。

1960年から70年初頭の少数派市民運動の高まりを背景にカーター民主党政権が誕生し、一連の市民権関連法の制定と相俟って、1978年に法廷通訳人法（Court Interpreter's Act）が制定された。この背景には、マイノリティーの権利保護（被疑者の防御権や裁判の公開の保障）に加え、不適格な通訳人（当事者の縁故者や利害関係人又は言語能力に欠ける者）の問題、更には通訳不足による裁判の遅延問題などがあった。

この法律によって、連邦裁判所における法廷通訳人名簿の管理、通訳人報酬等が規定された。また、法廷における通訳人の言語能力レベルの確保を図るために、スペイン語など頻繁に使用される一部言語については、正式な公認法廷通訳人としての資格認定制度が確立された。

現在、連邦レベルでは、スペイン語の他に、ハイチ・クレオール語、ナバホ・インディアン語の認定試験がある。また、この法律に基づき、「合衆国裁判所公認通訳人職業倫理規定」（Code of Professional Responsibility of the Official Interpreters of the United States Courts）が制定され、認定試験に合格した通訳人には、この倫理規定を遵守することが義務付けられることとなった。

連邦にならって、州レベルでも独自の法廷通訳人制度を確立し始めており、ワシントン州でも1989年に州法による法廷通訳人制度が確立されている。

## (3) 捜査段階における規制

英語を話せない被疑者を取調べる際に通訳を付さなければならないとする明確な法規定はない。しかしながら、取調官が身柄拘束中の被疑者を取調べる際は、先ず、ミランダ判決（注1）に基づく権利の告知（ミランダの告知）を行う必要がある。

すなわち、公判廷で被疑者の自白調書が証拠として認められるためには、被告人がミランダ判決に基づく権利を十分に理解したうえで、自己に不利益な供述（ミランダ権利の放棄）を任意に行ったことを検察側が立証しなければならない。

それ故に、たとえ捜査官によりミランダの告知がなされたとしても、言葉の障害によって被疑者がミランダの権利を十分理解していなかったとなれば、その取調べによりなされた供述の任意性は否定される。そのため、アメリカ国民であるか否かにかかわらず、英語を理解しない者には通訳人を付けることが必要とされるのである。

#### （注 1）ミランダ判決

1966年7月、連邦最高裁は、身柄拘束中の自白の証拠能力が問題となった被告人ミランダ対原告アリゾナ州事件ほか3件の合併審査において、次のように述べて、被疑者の取調べと自白の排除に関する新たな法則を定立した。

「人が拘禁され、又はその他の形で実質的にその自由が奪われた状態で、捜査機関による取調べを受けるときは、その者の自己負罪に対する特権が危うくされる。それ故、その特権を保護するために何らかの手続的保障を講ずることが必要であるが、そのために他の十分効果的な手段が用いられるようにならない限り、次のような措置がとられるべきものとする。

すなわち、その被疑者に対しては、取調べに先立ち、①黙秘する権利があること、②供述したことはすべて法廷で不利な証拠として用いられることがあること、③弁護人の立合いを要求する権利があること、そして、④もし自分で弁護人を雇う資力がないときは、請求により取調べに入る前に公の費用で弁護人を付してもらうことができることを告知しなければならない。取調べに入った後も、被疑者には、何時でもこれらの権利を行使する権利が与えられなければならない。

以上のような告知がなされ、被疑者に権利行使の機会が与えられた後に、被疑者が自覚的かつ理知的（knowingly and intelligently）にそれらの権利を放棄し、そうすることに同意するときは、質問に答えさせ、

又は供述させることができる。しかし、そのような告知及び権利放棄のなされたことが公判廷で検察側により証明されない限り、そして、その点の証明がなされるまでは、そのような取調べの結果として得られた証拠は如何なるものも、これを被疑者に不利に使用することは許されないものとする。」

#### (4)連邦裁判所における通訳をめぐる判例

通訳の方法として、同時通訳、逐次通訳、要約通訳の3通りがあるが、迅速性・正確性が要求される法廷通訳においては同時通訳が理想とされており、同時通訳が不可能な場合には、少なくとも逐次通訳によるべきものとされている。

1992年の「アメリカ司法通訳人協会」(the National Association of Judiciary Interpreters and Translators)のニューズレターには、ニューヨーク南部地区の連邦地方裁判所において、検察側証人の証言通訳のために検察側から雇われた通訳人が、要約通訳を行ったとして審理を無効とした事例が掲載されている。

また、1986年5月の連邦上訴裁判所において、英語が十分に理解できなかった被疑者の拘留中の取調べによる自白調書の任意性(ミランダ告知の有効性)が争われた裁判では、ミランダ告知が有効に放棄されたことを証明できなかったとして、自白調書の任意性が否定された。

以下に、上述の二例の判決概要を紹介する。

#### 【要約通訳を行ったとして審理を無効にした事例】

PROTEUS, Vol. 2, Spring 1992, The Newsletter of The National Association of Judiciary Interpreters and Translators

本年1月、ニューヨーク南部地区連邦地裁で審理された事件において、政府側証人のために検察が雇った通訳人が被告人の証言を完全に通訳せず一部を要約したと判事が判断し、それまでの審理を無効とする決定を下した。

裁判記録によれば、Robert P. Patterson 判事は、アメリカ合衆国対 Hung事件の決定に際し、証言の要約通訳が、証人の証言に対する被告人の権利の十分な遂行を阻害したとの弁護人の主張を採用した。

本件に対するコメントを求めるために召喚された4人の通訳人は、問題の通訳人が不完全な通訳をしていたとの意見を陳述した。「当該通訳人は、時には証言の概略や要約を通訳していたが、重要な点はきちんと通訳していた。」と通訳人の一人は述べている。また、他の通訳人は「証人が短いセンテンスを証言したときには、その通訳人は大変上手に通訳していた。しかし、長いセンテンスを証言したときには、要約していたことは事実である。」と述べている。

通訳の省略が発覚したそもそもの始まりは、証人が廷吏 (courtroom deputy) に不満を訴えたことによる。しかし、判事は証人に通訳の是非を判断する権利があるとは考えずに、通訳人事務所から同時通訳に雇われた他の通訳人の報告により、原告側の通訳人が証言を不適切に要約していると同事務所が判事に報告するまで、何ら行動を起こさなかった。

引き続き行われた審理で、如何に関係者が通訳に関して理解していなかったか、また如何に「公認」という言葉が特定の者の利益のためにのみ使われていたかが明らかとなった。検事によれば、通訳人はその資格に関して質問されたとき、「連邦裁判所の資格試験を受験したが、結果を聞いていない。」と証言していた。しかし、連邦裁判所においては、中国語の資格試験は実施していない。

この裁判は、通訳人とその役割の重要性について、裁判官がより関心を持つようになってきていることを示している。

本件において、「通訳人は誠実に正確な通訳をすべきだ。」と学んだことにはならないかもしれないが、少なくともニューヨーク南部地区においては、再び要約通訳は行われまいだろうと言える。

#### 【自白調書の任意制を否定した事例】

原告合衆国（被上訴人）対 被告SHORT（上訴人）

連邦控訴裁判所・第6巡回裁判区 1996年5月5日判決

被告人は、ケンタッキー州西部地区連邦地方裁判所において、3歳の娘に対する夫の性的虐待を教唆・幫助した罪で有罪となったが、それに対し、拘留中の自白の任意性（ミランダ告知の有効性）等を争って控訴していた。

控訴審では、以下のとおり判示され、地裁判決を破棄して差し戻した。

- ・ 検察側は、ミランダの権利放棄の有効性及び自己負罪の供述の任意性を立証する責任を負う。
- ・ ドイツ人で、英語の会話能力が不十分だった被告人は、逮捕前ではあったが、実質的にその自由が奪われた状態における（捜査員同席の下で陸軍病院職員による）取調べで、最初の自己負罪の供述を行った。この取調べにおいて、被告人はミランダ告知を受ける権利があったが、政府は有効なミランダ告知を行わなかった。
- ・ 最初の供述の翌朝に（逮捕・連行中の捜査員に対して）なされた2回目の供述は、事前にミランダの告知がなされたけれども、被告人がドイツ人であり、英語が十分でなかったこと、子供から引き離され逮捕されたこと、捜査員の一人はある程度ドイツ語が話せたにもかかわらず、英語で取調べたこと、そして供述調書に書かれた言語は英語であったことの証拠に照らし、政府はこの2回目の供述を得るに際し、任意性を確保する責務を怠った。

#### (5) 連邦捜査機関の通訳人確保のための諸方策

移民帰化局（INS）や連邦捜査局（FBI）、アルコール・タバコ・火器取締局（ATF）等の連邦捜査機関でも、それぞれの捜査権限に基づく捜査において英語を理解しない被疑者を取り扱う例は少なくない。特にINSの場合は、不法入国者や不法滞在者など、その捜査の対象はほとんどが外国人であり、外国語通訳の需要は極めて高い。

しかし、地方の警察と比べ、連邦捜査機関では通訳の確保はそれほど問題とはなっていない。その要因としては、豊富な人材と組織力を背景に必要な人材を必要とときに確保できる体制にあること及び連邦捜査機関は、通常十分な内偵と準備の下に、令状により被疑者を逮捕するケースが多く、このよう

な場合には事前に必要な通訳を準備しておくことが可能であることなどが挙げられる。

これらの捜査機関は、その需要に応じ、必要な言語を話す捜査官を優先的に採用し、あるいは連邦の各種語学研修プログラムを通じて捜査官等の語学能力の向上に努めている。

#### ① 移民帰化局（INS）

INSは、メキシコ人を中心とする中南米からの大量の不法入国者に対処するため、局内アカデミーにおいて、スペイン語を必修科目として教えており、スペイン語のテストに合格しなければ卒業できない。したがって、INSでは全ての捜査官がスペイン語を話すことができる。

また、連邦警察研修センター（Federal Law Enforcement Training Center）における約6ヶ月間のスペイン語集中研修のほか、スペイン語以外の言語では国防省の防衛言語研究所（Defence Language Institute）に捜査員を派遣し、言語研修を受けさせている。

シアトル管内では、ヒスパニック系に加え、ロシアやベトナム、ラオス、カンボジア系住民の取扱いも多いが、必要な言語のほとんどは部内の捜査官や職員で賄える体制にある。それでも対応できない時は、他の捜査機関と同様にATTのランゲージ・ラインなど民間の通訳を活用しているが、その頻度はさほど高くない。

アメリカには多くの不法滞在者が居住しているが、INSでは、麻薬事犯等犯罪行為に関与している外国人に取締りの重点を置き、シアトル市警察など地方警察との合同取締りも頻繁に実施している。その際には、地方警察のためにINS職員が通訳業務に従事することも少なくない。

#### ② 連邦捜査局（FBI）

FBIでは、必要に応じて外国語を話す捜査官を積極的に採用するほか、INS同様、防衛言語研究所等の連邦の語学施設へ捜査官を派遣し、語学能力の向上を図っている。INSほどではないにしても、FBIも部内に外国語を話す捜査員を多数抱えており、必要であれば事前に他の支局からの応援派遣を求める等により対応している。むろん全ての言語に対応できるわけではなく、時には民間の通訳人を雇うときもある。

### ③ アルコール・タバコ・火器取締局（A T F）

A T F は、主に火器、爆発物の規制や違法売買等の取締りに従事している。伝統的に国内犯罪（国際犯罪は税関や F B I 等が主に対応）を対象とし、外国人の場合でも、捜査対象の 99% が銃器ディーラー等のビジネスマンであり、ほとんどの被疑者が英語を話すので通訳の必要性はそれほど高くない。

A T F 部内にもスペイン語やロシア語、中国語等の外国語を話せる捜査官もいるが、それほど多くはなく、必要なときは主に他の捜査機関、例えば I N S や郡警察、地方警察等に協力を求め、それらの機関の通訳を使用している。

## 3 ワシントン州における通訳人問題

### (1) 序

ワシントン州では、1973年に「法手続きにおける聾啞者の手話通訳人に関する法律」が制定され、その後1983年に修正が加えられ、英語の話せない異文化出身者に対する外国語通訳人に関する条項が追加された。しかし、この外国語通訳人に関する条項は、裁判における当事者に対するごく一般的なものであったことから、1986年、同州の高位裁判所において外国語通訳人諮問委員会を設け、法の下での平等を実現させるため、法手続きにおいて英語の話せない者に対して通訳人の確保を如何にに保証すべきかを検討した。

その結果、1989年にワシントン州修正法典第2編第3章で「英語を話さない者のための通訳人法（Interpreters for Non-English-Speaking Persons）」（以下、「通訳人法」とする）を制定し、裁判手続きにおける外国語通訳人の選任、報酬、宣誓、通訳人をつける権利の放棄、資格試験・訓練及び倫理等について制定した。